

## 公的研究費における管理・責任体系について

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)[平成19年2月15日文部科学大臣決定]第1節 機関内の責任体系の明確化」にもとづく競争的資金等に関する運営・管理について、以下のとおりとします。

### 最高管理責任者

職名	学長
責任と権限	本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。また、以下の統括管理責任者および部局責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### 統括管理責任者

職名	事務局長
責任と権限	最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### コンプライアンス推進責任者

職名	学部長
責任と権限	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を学長に報告する。</li><li>・不正防止を図るため、各学科等の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての教員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。</li><li>・各学科等において、教員が、適切に公的研究費等の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</li></ul>